

安芸高田市

# パートナーシップ・ ファミリーシップ制度

利用の手引き

安芸高田市



# 目次

- 1 はじめに
- 2 手続の流れ
- 3 利用できる方
- 4 必要書類
- 5 交付する書類
- 6 宣誓書受領カード等の再交付
- 7 宣誓事項の変更
- 8 宣誓書受領カード等の返還
- 9 他の自治体との相互利用
- 10 宣誓書記載内容等証明書
- 11 よくある質問

# 1 はじめに

## ～ パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは ～

性別等に関わりなく、お互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約束した二人が、パートナーシップの関係にあることを宣誓する制度です。

また、二人にお子さんや親などがいる場合、あわせてファミリーシップも宣誓できます。

この制度は、従来の婚姻制度とは異なり法律上の効果が生じるものではありませんが、大切なパートナーやご家族とともに、誰もが安心して暮らせるよう安芸高田市が応援する制度です。

### 【用語】

#### パートナーシップ

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面または精神面で互いに協力し合うことを約束した関係をいいます。

#### ファミリーシップ

パートナーシップの関係にある二人、またはどちらか一方のお子さんや親等が、パートナーシップ関係にある二人とともに家族として暮らしていくことを約束した関係をいいます。

## 2 手続の流れ

### 宣誓日の予約

宣誓予定日の原則一週間前までに、電話またはメールにて予約をしてください。

電話：0826-42-1126

メール：zinkentabunka@city.akitakata.jp

【予約受付時間】

市役所の開庁日の午前9時から午後5時まで

※支所では受付を行っていません。

- メールは24時間受付をしますが、受付時間外に届いたものは翌日以降にご連絡いたします。
- メールでの申込の場合、2、3日経っても連絡がない場合は、お手数をお掛けしますが再度お問合せください。

### 宣誓書の提出

予約した日時に必要書類（4ページ参照）を持って、市役所 社会環境課までお越しください。職員が、宣誓時に本人確認を行い、必要書類と宣誓条件を満たしているか確認します。

- 予約した日時に二人そろってお越しください。
- 宣誓は、プライバシーに配慮し個室で行います。
- 自ら宣誓書に記入できないときは、宣誓をしようとする方及び市職員の立ち合いの下、代書することができます。
- ファミリーとして登録される方がいる場合は、ファミリーとなる方の自署で記載した同意書（様式第1号別紙）を持参してください。

### 宣誓書受領カード等の交付

【双方又は一方が安芸高田市民の場合】

職員が「宣誓書の写し（1通）」「宣誓書受領カード」「宣誓書受領証」を当日交付します。受領証とカードについては、宣誓者の人数分交付します。

郵送をご希望の場合は、宛先を記入し、必要な額の切手を貼った角2封筒を、宣誓書提出の際にご持参ください。

【安芸高田市へ転入予定の場合】

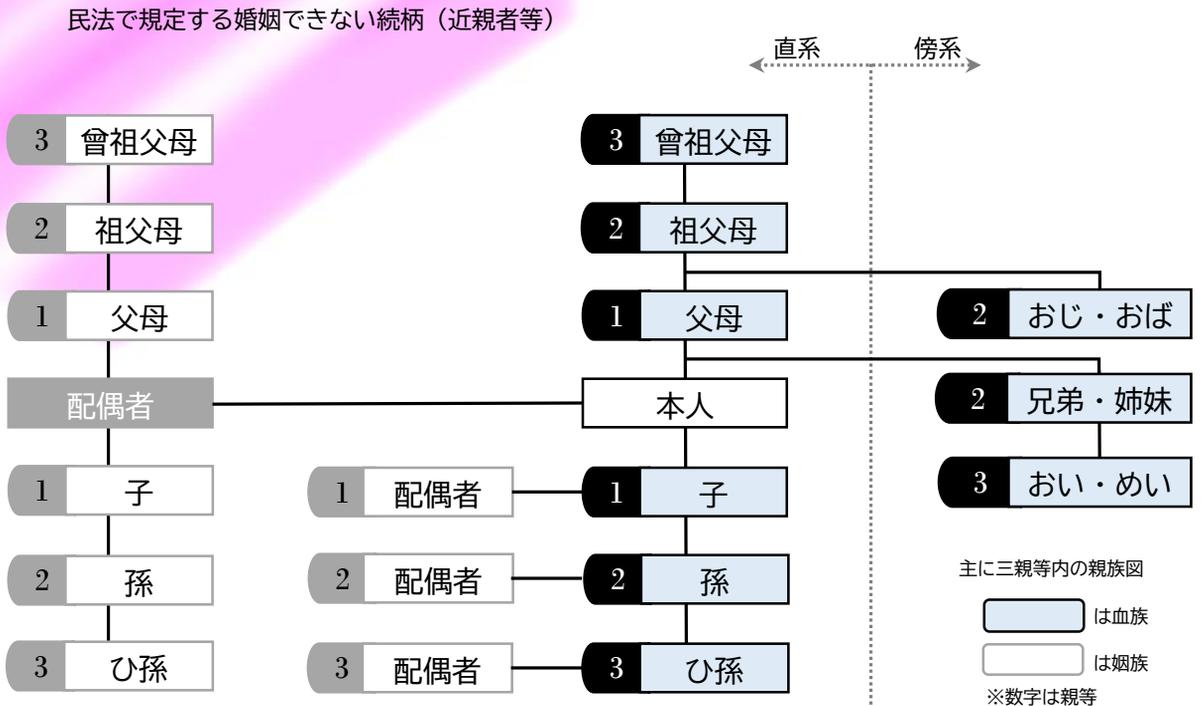
職員が「宣誓書の写し（1通）」「転入予定受付票」を交付します。

転入をした日から14日以内に、転入をした方に係る住民票の写しを提出してください。その際に「宣誓書受領証」「宣誓書受領カード」を宣誓者の人数分交付します。

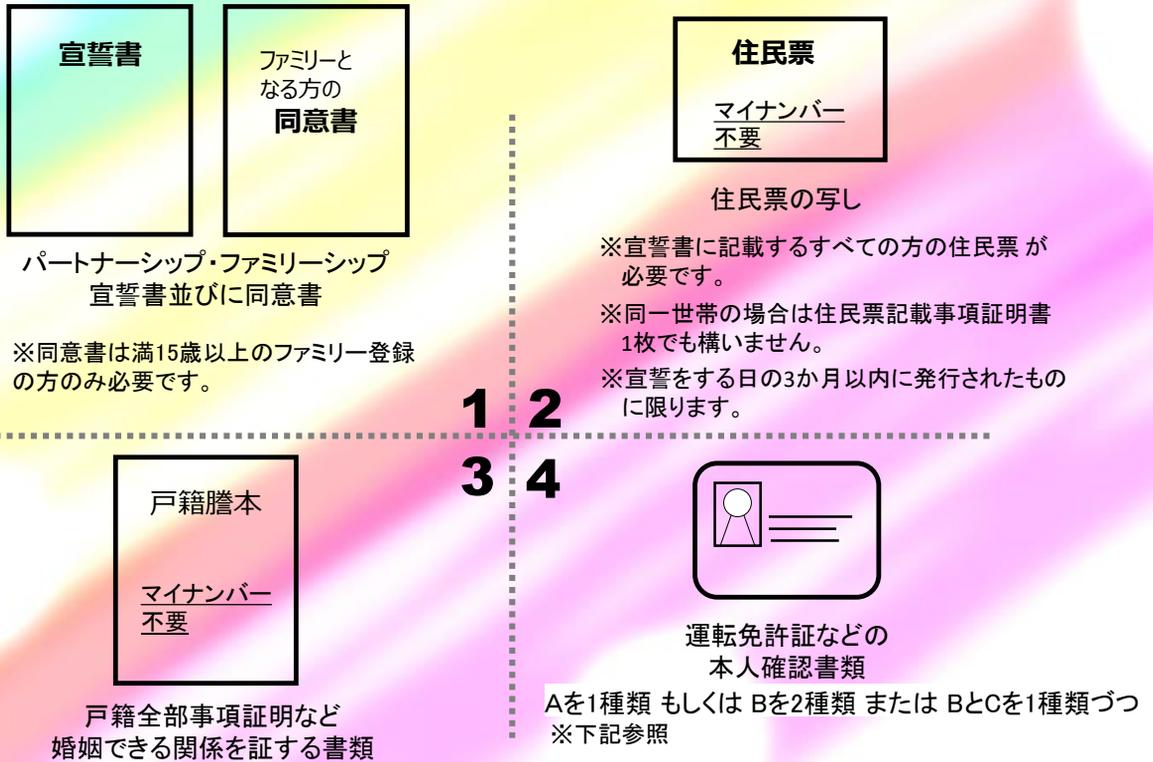
### 3 利用できる方

宣誓をされる方は、次の要件を全て満たす必要があります。

- 成年であること
- 双方または一方が安芸高田市民、または、安芸高田市へ14日以内に転入予定であること
- 配偶者（事実婚を含む）がないこと
- 他の方とパートナーシップの関係にないこと
- 民法で規定する婚姻できない続柄(近親者等)でないこと  
※ただし、二人が養子縁組をしている場合は宣誓できます。
- ファミリーシップの関係に係る宣誓にあっては、双方または一方に子や親等がいること  
※未成年の子の場合については同居を条件とします。



## 4 必要書類



### 転入を予定している方の場合

二人のうち、どちらも市内にお住まいでない場合で、14日以内に転入予定の場合は、上記書類に加えて転出証明書、新しい住居の賃貸借契約書の写し等、転入の予定が確認できる書類を提出してください。

### 本人確認書類（有効期限内のものに限ります）

#### A

- ・自動車運転免許証
- ・パスポート
- ・マイナンバーカード
- ・住民基本台帳カード（顔写真付き）
- ・外国人登録証明書
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳 など

#### B

- ・国民健康保険被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- ・後期高齢者医療被保険証
- ・国民年金証書
- ・厚生年金証書
- ・健康保険被保険者証

#### C

- ・学生証／社員証（顔写真付き） など

### 通称名の使用を希望される方へ

日常生活において通称名を使用していることが確認できる、3ヶ月以内に発行された書類。  
・給与明細書 ・通称名の記載のある住民票 ・在学証明書等 ・自宅に届いた郵便物2通（消印があり、住民票の住所と一致し、手書きでないもの）を提出してください。

## 5 交付する書類

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓が受理された場合、「宣誓書受領カード」「宣誓書受領証」（宣誓書受領カード等）を交付します。

交付番号 第 号

パートナーシップ  
ファミリーシップ  
宣誓書受領証明カード

安芸高田市で  
愛する人と

本人

年 月 日生

パートナー

年 月 日生

安芸高田市パートナーシップ・ファミリーシップの  
宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定に基づき、  
宣誓書を受領したことを証明します。

年 月 日

安芸高田市長

この受領証明カードにより、法律上の効果は生じるものではありませんが、互いを人生のパートナー・ファミリーとして、安芸高田市で生き生きと活躍されることを応援いたします。

※受領証明書の提示を受けた方は、この趣旨を十分に  
ご理解くださいますようお願いいたします。

子又は親の氏名

子又は親の氏名

子又は親の氏名

子又は親の氏名

緊急連絡先

左は「宣誓書受領カード表」右は「宣誓書受領カード裏」

## 6 宣誓書受領カード等の再交付

### 宣誓書受領カード等の再交付

次の場合、所定の申請手続きを行うことによって、宣誓書受領カード等を再交付します。

- 宣誓書受領カード等を紛失、毀損、汚損したとき

### 再交付の流れ

様式第4号の再交付申請書を提出してください。

再交付申請書提出の際、本人確認を行いますので、この手引きに記載している「本人確認書類」を参考に、本人確認書類をお持ちください。

即日交付を行います。

- 毀損、汚損の場合は、すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。
- 紛失した受領証等を発見した場合はすみやかに返還してください。

※再交付手続きを行う場合は、可能な限り予約をお取りください。

## 7 宣誓事項の変更

次の場合は、変更内容が確認できる書類、本人確認ができる書類と一緒に、様式第5号の宣誓事項変更届を提出してください。

### 住所や氏名、通称名が変わったとき

[変更内容が確認できる書類の例]

- 住所変更の場合：住民票、住民票記載事項証明書
- 氏名変更の場合：戸籍抄本等
- 通称名変更の場合：給与明細書、通称名の記載のある住民票等

※変更手続を行う場合は、可能な限り予約をお取りください。

## 8 宣誓書受領カード等の返還

次に該当するときは、様式第6号の受領証等返還届を提出し、本人確認ができる書類を持参のうえ、受領証等を返還してください。

### パートナーシップ・ファミリーシップの関係を解消したとき

### パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をした方が亡くなられたとき

### パートナーシップ関係の二人ともが市内に住所を有しなくなったとき

### 宣誓が無効となったとき

[宣誓が無効となる時とは？]

以下のいずれかに該当するときは、宣誓を無効とします。

その場合は、無効とした受領証等の交付番号をホームページ等で公表します。

1. パートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないとき
2. 宣誓書の内容に虚偽があったとき
3. 利用できる方の要件（P.3参照）を満たさないとき
4. 安芸高田市に転入予定の場合、期日までに転入を証明する書類を提出しないとき

## 9 他の自治体との相互利用

二人が、安芸高田市がパートナーシップ制度の相互利用に関する協定を締結している自治体へ転居する場合、様式第9号の受領証等継続使用申請書を安芸高田市へ提出することにより、安芸高田市の受領証等を転居先の自治体で定めている制度の範囲内で継続して使用することができる場合があります。

## 10 宣誓書記載内容等証明書

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載内容等証明書が必要な場合は、様式第7号の宣誓書記載内容等証明書交付申請書を提出してください。即日発行や郵便請求にも対応します。

【宣誓書記載内容等証明書が必要なときとは？】

例えば、宣誓してから8年経つと受領証等に記載された日付も8年前となります。8年後に何らかのサービスを受けようと、宣誓したことの証明として受領証を提示すると「8年前の日付でなく、最新の日付で宣誓したことを証明するものが欲しい」とサービスを受ける相手方から言われることがあるかもしれません。そのようなときは、「宣誓書記載内容等証明書」の提出によってサービスを受けることができる場合があります。

本手引きに記載している内容については、次の問合せ先へお問い合わせください。

【お問合せ先】

部 署： 市民部 社会環境課 人権多文化共生推進係

電 話： 0826-42-1126

メー ル： zinkentabunka@city.akitakata.jp

# 11 よくある質問

## Q1. パートナーシップ宣誓制度と結婚の違いは何ですか？

結婚は法律に基づいて行われ、法的な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ制度は市が独自で行う制度であり法的効力がありません。

この制度は、共に生きることを誓う二人が、互いを「パートナー」とすることを宣誓したことについて、市が公的に認知することで宣誓された方々が持つ生きづらさを軽減し、自分らしく生活できることを応援するものです。

## Q2. ファミリーシップ宣誓制度とは何ですか？

パートナーシップ宣誓を行う二人に、子や親等の親族も一緒に宣誓してもらうことで「ファミリー」であることを市が公的に認知する制度です。

## Q3. 宣誓できるのは同性パートナーだけですか？

いいえ、この制度を利用されたい方、すべてが対象です。

これまで本市では、性的マイノリティ<sup>(1)</sup>のみがパートナーシップ宣誓制度を利用できる制度でしたが、2人以上で構成される多様な家族の在り方も含めて市が公的に認知する制度となり、いわゆる事実婚や異性カップルも利用できる制度になりました。

## Q4. 同居していないと宣誓できませんか？

パートナーシップ宣誓制度のみを利用する場合は、二人が同居していなくても宣誓することができます。ただし、ファミリーシップ宣誓制度を利用する場合で、未成年のお子さんがファミリーシップの宣誓を行う場合は、同居が条件となります。

## Q5. パートナーと養子縁組をしています、宣誓できますか？

宣誓しようとしている二人が養子縁組をしている場合は宣誓できます。

## Q6. 外国籍ですが宣誓できますか？

外国籍の方でもパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を利用することができます。

宣誓する際は、本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など）が必要です。さらに、家族も宣誓に加える場合は、家族関係が証明できる書類（大使館、領事館などで発行する家族関係証明書など）が必要です。

それらの書類と、住民票、本人確認できる書類の提出が必要となります。

また、本国が発給している配偶者がいないことや家族関係を確認できる書類には、翻訳者の住所・氏名が記入された日本語訳を添付してください。

なお、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

(1)性的マイノリティ・・・性的指向や性自認のあり方が少数派である人。

#### Q7. 通称は使用できますか？

通称名を使用することができます。  
通称名を使用する際は、宣誓書受領カード等の表面に通称名が、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。必要書類はこの手引きの4ページをご覧ください。

#### Q8. 宣誓はどこで行うのですか？

宣誓は安芸高田市役所本庁舎で行います。支所では手続きできません。

#### Q9. 宣誓に当たり、プライバシーは守られますか？

宣誓はプライバシーに配慮し、市の施設の個室で行い、担当の市職員のみが立ち会います。提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

#### Q10. 郵便やEメールでも宣誓書を受付けていますか？

郵便やEメールでは受け付けていません。  
ただし、ご相談やお問い合わせ、宣誓日時の予約などはEメールで受付を行っています。

#### Q11. 平日に二人で市役所に行くのが難しいのですが

原則、宣誓は平日（年末年始を除く）の午前9時30分から午後4時30分までとさせていただきます、二人がそろって宣誓を行っていただくことを条件としています。ただし、特段の事情がある場合は社会環境課までお問合せください。

#### Q12. 代理人でも宣誓できますか？

代理人による宣誓はできません。

#### Q13. 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や宣誓書受領カード等の交付は無料です。また、宣誓書記載内容証明書の交付も無料です。ただし、宣誓等の際に提出していただく必要書類（住民票や戸籍抄本など）の交付手数料等は自己負担となります。

#### Q14. 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか？

この制度は法的効力がないため、宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

#### Q15. 受領証等に有効期限はありますか？

有効期限はありません。

#### Q16. 市外に転出する場合はどうすればよいですか？

二人ともが安芸高田市に居住しなくなる場合は、様式第6号の受領書等返還届を提出し、宣誓書受領カード等を返還してください。なお、安芸高田市がパートナーシップ制度の相互利用に関する協定を締結している自治体に転出する場合は、申請により宣誓書受領カード等を継続使用することができます。

詳しくは社会環境課にお問い合わせください。

双方とも安芸高田市に居住していたが、一方だけ市外に転出する場合は、他の市区町村で転入手続きを終えた後、様式第5号の変更届と新住所の住民票を提出してください。

#### Q17. 結婚した場合は宣誓書受領証を返還しなければならないですか？

婚姻届を提出した場合は、宣誓できる人の要件に合致しなくなります。様式第6号の返還届を提出し、宣誓書受領カード等を返還してください。

#### Q18. 成りすましなどの悪用をされませんか？

宣誓を受ける際に戸籍抄本、住民票、本人確認書類等を確認することで、成りすまし等を防止します。なお、宣誓が無効のものであると判明した場合は、無効となった宣誓の交付番号を安芸高田市ホームページで公表します。

#### Q19. 受領証等の交付を受けることでどんなメリットがありますか？

パートナーやファミリーの関係を形にすることができます。また、この制度に法的効力はありませんが、各種行政サービス等が利用できるようになります。利用できる行政サービスについては安芸高田市ホームページで公表しています。

民間企業等においても家族扱いのサービスに活用してもらえるよう、周知啓発に取り組みます。

安芸高田市ホームページ



## LGBT電話相談（エソール広島相談事業）

電話番号 **082-207-3130**

受付時間 毎日 10:00~16:00  
(水・日・祝日・年末年始を除く)

ご家族、パートナー、支援者の方からの相談もお受けします。  
相談は無料です。匿名で秘密は厳守します。ひとりで悩まず、お気軽にお電話ください。

例えばこんな相談をお受けしています。

自分の性的指向や性別の違和感

自分の性別がはっきりとわからない

自分の性的指向や性別違和のために、職場で安心して働くことができない など

## 安芸高田市人権福祉センター オンデマンド相談

甲田人権福祉センター

電話番号 **0826-45-4922**

受付 月~金 9:00~17:00  
(祝日・年末年始を除く)

相談者に寄り添って相談に乗り

専門的な相談窓口に繋いだ後も継続的な伴走支援を行います。

安芸高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度利用の手引き

2024年4月版

安芸高田市 市民部

〒731-0592

安芸高田市吉田町吉田791

TEL : 0826-42-1126

FAX : 0826-47-1206

E-mail: [zinkentabunka@city.akitakata.jp](mailto:zinkentabunka@city.akitakata.jp)